

公募型プロポーザルに関する公告

プロポーザルの公募について、次のとおり公告する。

プロポーザルの参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和8年3月4日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1. 業務内容等

(1) 業務名

令和8年度地域課題解決型起業支援事業（伴走支援の実施）

(2) 業務内容

伴走支援の実施

ア 申請事業計画に係る支援

（ア）申請事業計画作成の相談に対応すること。（作成代行は不可とする。）

イ 採択後の伴走支援

（ア）事業計画の相談に対応すること。

（イ）申請事業の進捗状況を確認すること。

（ウ）経理処理状況の管理及び指導を行うこと。

（エ）個別訪問等を通じて起業者等（デジタル技術を活用して地域課題の解決に資する効果的な起業及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業する者）の販路開拓等の支援を行うこと。

（オ）その他、起業者等の求めに応じて、起業者等の事業拡大のため必要と思われる支援を行うこと。

(3) 委託事業の実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

2. 資格要件

次の要件をすべて満たすものであること。

ア 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格があり、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準及び入札心得(平成9年茨城県告示第1141号)に基づく指名停止の措置を受けていない者で

あること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

オ 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

カ 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から同条第3号までに規定する者でないこと。

キ 申請事項等に疑義が生じた場合、県が実施する調査に協力すること。

3. 審査基準

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局に設置した審査会において総合的に審査し、必要に応じて、提案内容のプレゼンテーションを求めたうえで、受託候補者を決定する。採否については、審査後、速やかに通知する。

※プレゼンテーションを行う場合は、日時、場所、方法等について、別途通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

プロポーザルの評価項目等

- ① 確実性〔提案の適切性〕
- ② 実施体制等〔人員の確保等〕
- ③ 独創性〔創意工夫〕
- ④ 経費〔経費の適切性〕
- ⑤ スケジュール等

4. 手続等に関する事項

(1) 担当部局

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出担当

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

電話 029-301-3522

F A X 029-301-3599

E-mail shosei5@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 説明書、企画提案提出書及び資格要件に係る申立書の交付

ア 交付期間等

公告から令和8年3月17日（火）午後5時までとする。

イ 交付先

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課ホームページ、又は、茨城県物品役務入札情報サービスからダウンロードすること。

- ・茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課ホームページ

URL：https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sangi/sougyou_venture3.html

- ・茨城県物品役務入札情報サービス

URL：<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/accepter>

(3) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限

令和8年3月18日（水）午後5時必着

イ 提出先

上記(1)の担当部局に同じ

ウ 提出方法

持参、郵送（郵便書留）のほか、メール及び茨城県電子申請届出システム（https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=85678）による提出も可能とする。

5. その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。
- (4) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は、返却しない。また、複数の企画提案書の提出は不可とする。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (6) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (7) 当該事業に係る令和8年度当初予算案が否決された場合、または、令和8年度地域未来交付金事業の交付決定がなされなかった場合は、当該事業に係る一切の決定、権利及び義務はその効力を失う。なお、国において交付金の減額や事業内容の変更が決

定された場合には、その内容に基づいて選定業者と協議をし、契約を締結する。

(8) その他詳細は、説明書及び仕様書による。